

## Mine みらいトーク実施要領

### 1 目的

市民協働の理念のもと、市内に居住、または通勤・通学している者で構成された団体・グループや個人と市長との直接対話を通じて身近な施策に市民の声を反映させるとともに、市民による未来志向のまちづくりを推進することを目的とする。

### 2 名称

この事業は、「Mine みらいトーク」（以下「トーク」という。）と称する。

### 3 トークの形態

トークは、団体・グループを対象とした「団体・グループトーク」と個人を対象とした「個人トーク」の二つの形態により開催するものとする。

### 4 対象

団体・グループトークは、美祢市内の居住者で構成された団体・グループで公募に応募した団体・グループを対象とし、個人トークは、美祢市内の居住者で公募に応募した個人を対象とする。ただし、次に該当する団体・グループ及び個人は、対象外とする。

- (1) 政治的又は宗教的な団体・グループ及び個人
- (2) 公序良俗に反する活動をする、又はその恐れがある団体・グループ及び個人
- (3) 特定の個人や団体に対する誹謗・中傷を懇談の内容として希望する団体・グループ及び個人
- (4) その他、事業の趣旨に照らし適当でないと認められる団体・グループ及び個人

### 5 テーマ

団体・グループ及び個人から提起された内容を基に、団体・グループ及び個人と美祢市デジタル推進課が調整の上、決定する。

### 6 実施方法

トークの実施方法は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 団体・グループトークは、応募団体・グループと市長によるフリートーキング方式とし、概ね5人から20人程度の参加者が1時間程度の懇談を実施するものとする。また、出席は、応募団体・グループ、市長、テーマを所管する美祢市担当部局及びデジタル推進部とする。
- (2) 個人トークは、市長が応募者と懇談し1人当たり30分程度、1回の開催につき60分程度を限度に開催する。

### 7 開催時期

トークの開催時期は、あらかじめ市で定めた開催時期、開催場所において実施する。

### 8 開催場所

開催場所は各公民館とする。

9 周知

トークは、市広報、市ホームページ等により周知を図る。

10 応募方法

別紙の申込書（様式1及び様式2）を美祢市デジタル推進課へ提出するものとする。

11 実施の決定

申込書の提出があったときは、速やかに実施の可否を決定通知書（様式3）又は不承認通知書（様式4）により参加申込者に通知するものとする。

12 トーク内容の公開

トークの内容は原則公開するものとする。